

議案第67号

北本市部設置条例の一部改正について

北本市部設置条例の一部を次のように改正する。

令和元年11月27日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市部設置条例の一部を改正する条例

北本市部設置条例（昭和51年条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北本市行政組織条例

第1条の見出し中「部の」を削り、同条中「次の部」を「次の室及び部」に、「市長公室」を「行政経営部」に改める。

第2条中「各部」を「室及び部」に改め、同条第6号コ中「用地」を「道路、水路等の用地」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中イを削り、ウをイとし、エからカまでをウからオまでとし、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同条第2号イ中「財産の管理」を「文書及び例規」に改め、同号エ中「文書及び例規」を「財産の管理」に改め、同号オ中「契約」を「市税の賦課徴収」に改め、同号カ中「工事の検査」を「人権施策の推進」に改め、同号キ中「市税の賦課徴収」を「男女共同参画」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「企画財政部」を「行政経営部」に改め、同号ア

中「秘書及び渉外」を「市政の企画及び総合調整」に改め、同号イ中「儀式及び褒賞」を「行政組織及び事務改善」に改め、同号ウ中「議会」を「財政」に改め、同号エ中「広報及び広聴」を「契約」に改め、同号オ中「市政の企画及び総合調整」を「工事の検査」に改め、同号カ中「行政組織及び事務改善」を「情報政策」に改め、同号クからコまでを削り、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 市長公室

- ア 秘書及び渉外に関する事。
- イ 儀式及び褒賞に関する事。
- ウ 議会に関する事。
- エ シティプロモーションに関する事。
- オ 広報及び広聴に関する事。
- カ 政策の調査及び研究に関する事。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。